みんなで育てよう！「協働のまちづくり」

まちづくりサポーター（市民参加推進員）に登録しませんか！

～みんなでつくろう！未来（あした）の久喜市～

Q　市民参加ってなに？

A　市民の皆さんが、市の政策等について意見を述べ、または提案することをいいます。

Q　市民参加推進員制度ってなに？

A　まちづくりサポーター（市民参加推進員）に登録された市民の方が、市からの市民参加に関する情報提供に基づき、自ら積極的な市民参加に努めるとともに、多くの市民の皆さんに対して市政への参加を働きかけるという、市民の皆さんのネットワークを活用した制度です。

Q　まちづくりサポーター（市民参加推進員）ってなにをするの？

A　市から送られる市民参加に関する情報に基づき、興味のあるものに参加するとともに、友人や知人など（市民の皆さん）に市民参加の働きかけをします。

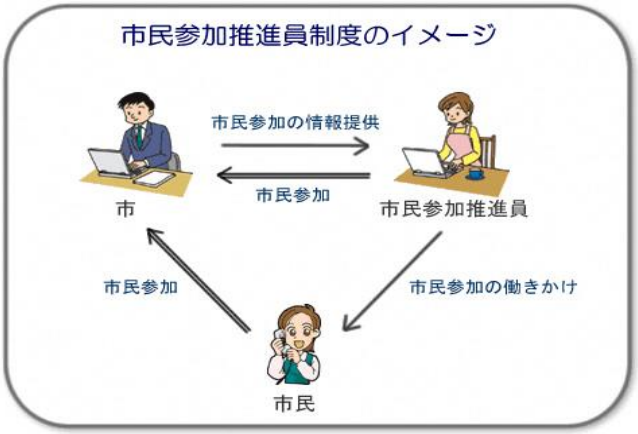

登録できる方（資格）

年齢１３歳以上で、
市内に住んでいる人、通勤している人、通学している人

登録期間

登録期間は、登録した日から１年を経過する日の年度の末日（３月31日）までです。
登録期間が終了したときは再登録できます。

登録方法

「久喜市市民参加推進員登録事項届出書」に必要事項を記入の上、郵送または持参、ＦＡＸ、Ｅメールで市民生活課へ提出してください。登録は随時受け付けています。

届出書は、市民生活課（市役所本庁舎３階）や主な公共施設に設置している市民参加コーナーで配布しているほか、市ホームページの「市民参加推進員」のページ（http://www.city.kuki.lg.jp/shisei/kyodo/sanka/suishin.html）からダウンロードできます。

個人情報の取扱い

登録された個人情報は、この制度の目的以外の利用および第三者（他の市民参加推進員等）への提供は行いません。

お問い合わせ

久喜市役所　市民生活課　自治振興係
〒346-8501　　久喜市下早見85-3
電話　22-1111（内線2621・2622）　FAX　22-3319
Ｅメール　shiminseikatsu@city.kuki.lg.jp

様式第４号(第８条関係)

市民参加推進員登録事項届出書

年　　月　　日

久喜市長　　あて

住所
氏名

久喜市市民参加条例第16条第２項の規定により、下記のとおり登録に係る事項を届け出ます。

記

(フリガナ) 氏名	
住所	(〒　　―　　)
連絡先	電話番号　　(　　)　　―
	ファクシミリ番号　(　　)　　―
	電子メールアドレス　　@
生年月日	年　月　日生
区分	1　市内に居住　2　市内に通勤　3　市内に通学
情報の受取方法	1　郵送　2　ファクシミリ　3　電子メール

※　連絡先は、お持ちの方のみ記入してください。
※　区分は、該当する番号を○で囲んでください。
※　情報の受取方法は、希望する番号を○で囲んでください。